

TSUNO応援団設置要綱

(目的)

第1条 津野町を応援したい方や愛着のある方と、津野町との結びつきを強め、津野町のまちづくりを町内外から応援していただくことを目的とする。

(活動内容)

第2条 会員は、津野町の魅力を自らのSNSで発信するなど、津野町を応援してもらえる方を増やすことに努めるとともに、各種イベントや地域活動への参加を通して、自らも津野町を応援する。

(会員)

第3条 会員登録できる方は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 津野町在住者
- (2) 津野町出身者、ゆかりのある人
- (3) 津野町を愛する人
- (4) 津野町を応援したい人

(会員登録)

第4条 会員として活動しようとするものは、町長の承認を受けなければならない。

(会員登録の申込み)

第5条 会員として登録を受けようとするものは、TSUNO応援団会員登録申込みフォーム若しくは会員登録申込書により、会員登録を申し出なければならない。

2 町長は前項の規定による申し込みがあったときは、会員として登録するものとする。

(排除対象者)

第6条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、会員から排除するものとし、登録を行わないこととする。

- (1) 津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第9号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員。
- (2) 前号のものと密接な関係を有するもの。

2 町長は、申込者が排除対象者であるかについて、警察に照会することができる。

(退会、登録抹消)

第7条 町長は、会員が次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 会員としてふさわしくない行為があったとき

(情報発信)

第8条 会員への情報発信は、次のとおり津野町役場まちづくり推進課が行う。

- (1) 町や地域が主催するイベントに関する事
- (2) 移住・定住に関する事
- (3) 観光情報に関する事
- (4) ふるさと納税に関する事
- (5) その他本応援団の目的達成に必要と思われる事

(個人情報の保護)

第9条 町長は、津野町個人情報保護条例（平成17年2月1日条例第12号）の規定に基づき個人情報を適正に取り扱う。

(事務局)

第10条 本応援団は、津野町役場まちづくり推進課内に事務局を置く。

(規約の変更)

第11条 事務局は、本規約および諸規定について、会員の承諾なしに変更できるものとし、変更後はただちに全ての会員に適用されるものとする。

2 本規約を変更した場合、事務局は会員に対して津野町ホームページにて速やかに通知することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、TSUNO応援団の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和5年1月27日から適用する。